

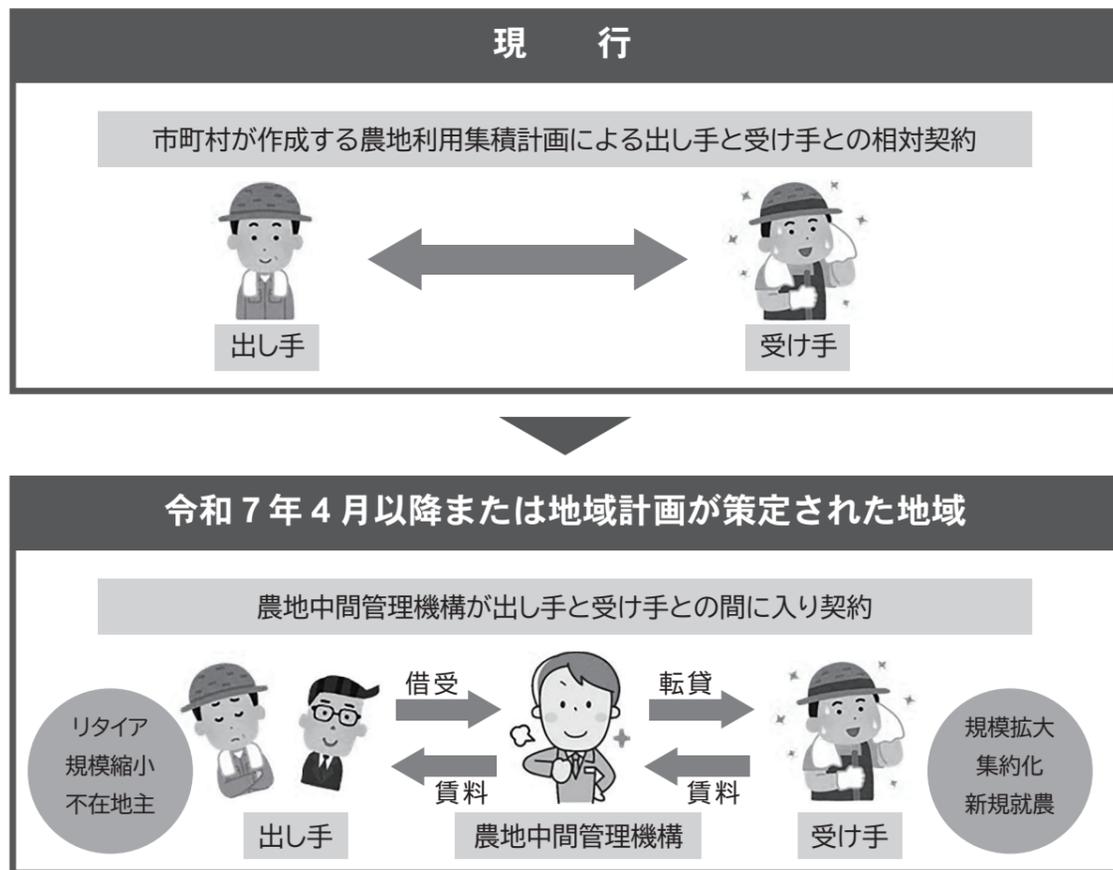
農地の貸借制度が変わります！

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月以降または地域計画が策定された地域においては、農地の出し手と受け手の相対契約（直接の貸し借り）はできなくなります。

- ・令和7年3月までに設定された相対契約については、契約期間満了まで有効です。
- ・農地法第3条に基づく貸借の制度は、令和7年4月以降も継続されます。

地域計画の目標地図（※1）の実現に向け、
農地中間管理機構（※2）を通して農地を貸借します。

- ※1 地域計画：地域のみなさんの話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。
目標地図：10年後のそれぞれの農地の耕作者や、耕作されない農地を地図にしたものです。
- ※2 農地中間管理機構：信頼できる農地の中間的受け皿として、知事の指定を受けて農地の貸借等を行っています。高知県では公益財団法人高知県農業公社が知事の指定を受けています。



◇農地中間管理機構による貸借では、農地利用集積計画の審査等に時間を要するため、相対による貸借に比べ利用権設定に時間がかかります。また、相対による貸借と同じ条件で契約できない場合がありますので、お早めに問い合わせ先までご相談ください。

◇香美市における相対契約の最終受付日は2月10日(月)となります。

問い合わせ先

高知県農地中間管理機構（公益財団法人 高知県農業公社） ☎ 088-823-8618
香美市農林課 ☎ 53-1062 / 香美市農業委員会 ☎ 53-1085

市内で住宅等の建築を検討されている方へ

4月から着工する建築物の手続きが変わります



建築基準法・建築物省エネ法の改正により、令和7年4月から着工する建築物の手続きが変わります。下の表に該当する建築物は建築確認の手続きが必要になります。

建築をご検討されている方は事前に建築会社、設計事務所などの建築士にご相談ください。

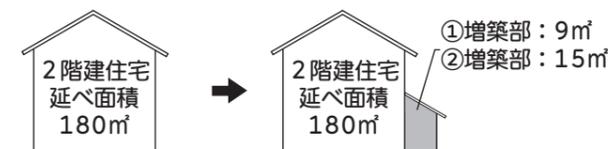
	都市計画区域《内》 土佐山田町	都市計画区域《外》 土佐山田町の一部・香北町・物部町
①建築確認・完了検査	階数および面積問わず 全ての建築物 ※10㎡以内の増築等は除く	階数2以上または のべ面積200㎡超
②構造計算	1階建て・2階建て建築物それぞれ 300㎡超または高さ16m超	
③省エネ基準適合 (建築物省エネ法)	原則、全ての建築物で 適合義務 ※10㎡以内の新築、増築など適用除外あり	

①建築確認・完了検査

- ・階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物（木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造など全ての工法の建築物）は香美市全域（香北町・物部町含む）で必ず建築確認、完了検査が必要になります。また従来であれば建築士の設計なら省略できていた書類の添付が必要となります。（構造などの安全性審査）
- ・10㎡を超える増築をする場合も同様の扱いになります。（下記参照）

【増築する場合の建築確認の要否の例】

- ①延べ面積：既存部 180㎡+増築部 9㎡=189㎡
- ②延べ面積：既存部 180㎡+増築部 15㎡=195㎡



- ③平屋建別棟の増築 延べ面積：195㎡



	都市計画区域《内》	都市計画区域《外》
①増築部の面積が10㎡以内	不要	不要
②増築部の面積が10㎡超	必要	必要
③同じ敷地内に別棟で増築する場合は建築物単体で判断	必要	不要

②構造計算

建築確認に構造計算書等の添付が必要な規模が変わります。

③省エネ基準適合（建築物省エネ法）

- ・適合義務の範囲が変わり住宅の建築にも省エネ基準の適合性審査が必要になります。
- ・10㎡を超える新築・増築に省エネ基準の適合が必要です。（空調設備を設ける必要のないものなど、一部適用除外あり）
- ・建築確認申請に建築物省エネ法に適合していることが分かる書類の添付が必要になり、適合していないと建築ができません。

参考

- 都市計画区域の範囲について
【高知広域都市計画総括図】 →



問い合わせ先

- 改正法令について
【国土交通省ホームページ】

脱炭素 建築 改正 検索



- 申請内容や申請書類の様式など
高知県建築指導課(審査担当)
☎ 088-823-9864

